

身体障害者診断書・意見書(肢体不自由用)

総括表

氏名	生年月日	年	月	日生()歳	男・女
住所 島根県					
1 障害名(現在起こっている障害、例えば「右上下肢麻痺」等を部位を明記してください)					
2 原因となった 疾病・外傷名		(「脳梗塞」等の病名を記入)		交通事故・労災、その他の事故 自然災害・疾病・先天性 その他()	
3 疾病・外傷発生日		年	月	日	場所
4 参考となる経過・現症(画像診断及び検査所見を含む)					
障害固定または障害確定(推定) 年 月 日					
5 総合所見		(傷病の発生から現状に至る経過及び現症を通じて身体障害者としての障害認定に必要な症状の固定又は永続性の状態を記載する。)			
[将来再認定 要(軽度化・重度化)・不要] [再認定の時期 年 月]					
6 その他参考となる合併症状					
上記のとおり診断する。併せて以下の意見を付す。					
年 月 日					
病院または診療所の名称		電話 ()			
所在地					
診療担当科名		科	指定医師氏名		(印)
身体障害者福祉法第15条第3項の意見(障害程度等級についても参考意見を記入)					
障害の程度は、身体障害者福祉法別表に掲げる障害に		該当等級にした根拠		※下肢と体幹の障害が重複する場合、その総合等級は、原則として指数合算を行わないこと。	
・ 該当する (級相当)		内訳	等級		
・ 該当しない		上肢	級		
		下肢	級		
		体幹	級		
注意 ① 障害区分や等級決定のため、心と体の相談センターから改めて問い合わせする場合があります。					
② 身体障害者福祉法第15条第3項の意見の欄は、指定医師必携の「身体障害者障害程度等級表」に基づき記入すること。					
③ 脳原性運動機能障害での申請の場合は6歳未満では「脳原性運動機能障害の状況及び所見」に加え、肢体不自由の状況及び所見も添付すること。					

肢体不自由の状況及び所見

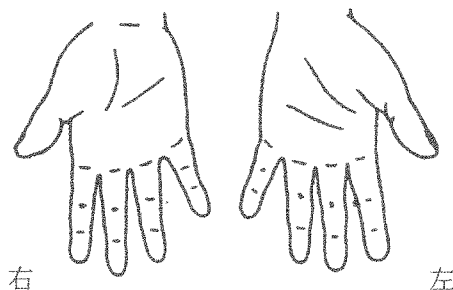
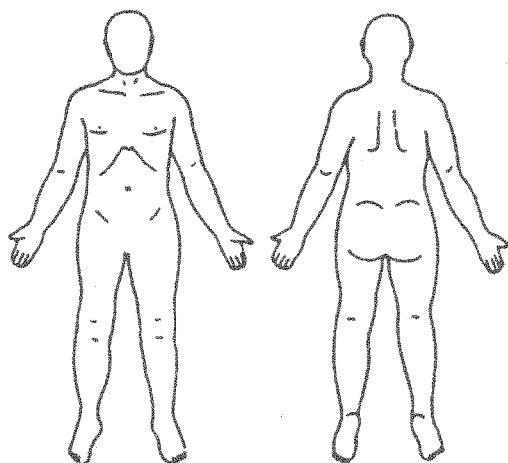
氏名

神経学的所見その他の機能障害(形態異常)の所見

1. 感覚障害(下記図示) : なし・感覚脱失・感覚鈍麻・異常感覚
2. 運動障害(下記図示) : なし・弛緩性麻痺・痙攣性麻痺・固縮・不随意運動・しんせん・運動失調・その他
3. 起 因 部 位 : 脳・脊髄・末梢神経・筋肉・骨関節・その他
4. 排尿・排便機能障害 : なし・あり
5. 形 態 異 常 : なし・あり

(該当するものを○でかこみ、下記空欄に追加所見記入)

参考図示



右		左
	上肢長 cm	
	下肢長 cm	
	上腕周径 cm	
	前腕周径 cm	
	大腿周径 cm	
	下腿周径 cm	
	握力 kg	

×変形 ■切離断 ▨感覚障害 ▨運動障害

(注) 関係ない部分は記入不要

計測法

上肢長：肩峰 → 橈骨茎状突起

下肢長：上前腸骨棘 → (脛骨)内果

上腕周径：最大周径

前腕周径：最大周径

大腿周径：膝蓋骨上縁上10cmの周径 (小児等の場合は別記)

下腿周径：最大周径

動作・活動

自立○ 半介助△ 全介助又は不能×

動作	評価	動作	評価
握る (ピンポン玉位の大きさのもの)	右 左	排泄のあと始末をする	
つまむ (紙がひきぬけぬ程度)		寝がえりをする	
物をさげる (手指でも肘でも)	(kg) (kg)	座位保持(あしなげだし、あぐら、横すわり、正座)	(分)
字を書く		椅子に腰かける	
箸で食事をする		洋式便器にすわる	
コップで水を飲む		床又は座位から立ちあがる(てすり等)	
鍬又はかなづちを握っての作業		起立位保持	
シャツを着て脱ぐ		片足立ち	右 左
ズボンをはいて脱ぐ (自助具)		歩 行 (補装具を使用しない状態で)	(m)
ブラッシで歯をみがく (自助具)		家の中の移動 (補装具)	
顔を洗いタオルで拭く		屋外の移動 (補装具)	
タオルを絞る		二階まで階段を上って下りる(てすり、杖等)	
背中を洗う		公共の乗物を利用する	

注：身体障害者福祉法の等級は機能障害 (impairment) のレベルで認定されますので補助用具を使用する場合、原則として自立していないという解釈になります。

関節可動域 (ROM) と筋力テスト (MMT)

(この表は必要な部分を記入)

筋力テスト ()	関節可動域	筋力テスト ()	関節可動域	筋力テスト ()
() 前屈		後屈 ()	頸 () 左屈	
() 前屈		後屈 ()	体幹 () 左屈	
(右) () 屈曲		伸展 ()	() 伸展	
() 外転		内転 ()	肩 () 内転	
() 外旋		内旋 ()	() 内旋	
() 屈曲		伸展 ()	肘 () 伸展	
() 回外		回内 ()	前腕 () 回内	
() 掌屈		背屈 ()	手 () 背屈	
() 屈曲		伸展 ()	中手指節 (MP) () 伸展	
() 屈曲		伸展 ()	() 伸展	
() 屈曲		伸展 ()	() 伸展	
() 屈曲		伸展 ()	() 伸展	
() 屈曲		伸展 ()	() 伸展	
() 屈曲		伸展 ()	近位指節 (PIP) () 伸展	
() 屈曲		伸展 ()	() 伸展	
() 屈曲		伸展 ()	() 伸展	
() 屈曲		伸展 ()	() 伸展	
() 屈曲		伸展 ()	() 伸展	
() 屈曲		伸展 ()	股 () 伸展	
() 外転		内転 ()	() 内転	
() 外旋		内旋 ()	() 内旋	
() 屈曲		伸展 ()	膝 () 伸展	
() 底屈		背屈 ()	足 () 背屈	

備考

- (注) 1 関節可動域は、他動的可動域を原則とする。
 2 関節可動域は、基本肢位を0度とする日本整形外科学会、日本リハビリテーション医学会の指定する表示法とする。
 3 関節可動域の図示は、のように両端に太線をひき、その間を矢印で結ぶ。強直の場合は、強直肢位に波線(?)を引く。
 4 筋力については、表()内に×△○印を記入する。
 ×印は、筋力が消失又は著減(筋力0、1、2該当)
 △印は、筋力半減(筋力3該当)
 ○印は、筋力正常またはやや減(筋力4、5該当)

- 5 (PIP)の項母指は(IP)関節を指す。
 6 DIPその他手指の対立内外転等の表示は必要に応じ備考欄を用いる。
 7 図中ぬりつぶした部分は、参考的正常範囲外の部分で、反張膝等の異常可動はこの部分にはみ出し記入となる。

例示

(×)伸展 屈曲(△)

- 8 記載のない事項は正常と判断する。